



平成28年1月から マイナンバーの利用が 始まります

マイナンバーの利用開始に伴い、平成28年1月から、市役所などの行政機関や勤務先において、マイナンバーの記載が必要となる手続きがあります。

お手元に届いたマイナンバーの「通知カード」や、今後希望者に発行される「個人番号カード」は大切に保管し、必要な時に提示できるよう準備しておきましょう。

マイナンバーを記載する手続きでは「番号確認」と「本人確認」を行います

マイナンバー制度は、さまざまな機関が保管している個人情報、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。その一方で、他人にマイナンバーを使われて「なりすまし被害」にあわないため、また、個人情報の漏えいを防ぐため、マイナンバーを収集する際には厳格な「本人確認」が義務付けられています。

マイナンバーを利用する手続きの際は、今後、通知カードなどで行う「番号確認」と、運転免許証などで行う「本人確認」の2つの確認を行います。

また、マイナンバーを取り扱うことができる事務は、法令で定められた場合に限られています。手続きによってマイナンバーが必要になる場合とそうでない場合がありますので、事前に必要書類などを確認していただくことをおすすめします。

個人番号カードを持っている場合

番号確認と本人確認が
カード1枚で可能



個人番号カードを持っていない場合

番号確認と本人確認を別々の書類で行います。



写真付きの身分証明書をお持ちでない方は「個人番号カード」を作ると便利です。

「個人番号カード」を取得すれば、カード1枚で番号確認と本人確認を同時に行うことができます。運転免許証やパスポートなどの写真付き身分証明書をお持ちでない方は「個人番号カード」が便利です。初回発行時は無料で取得できます。個人番号カードの詳しい作成方法は、通知カードに同封のお知らせをご覧ください。また、市民課までお問い合わせください。

◆本人確認の証明書として有効なもの(例)

- ①写真付き身分証明書 = 1点でOK
運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど公的機関が発行した写真付き書類
- ②写真付きでない場合 = 2点必要
健康保険証、介護保険証、年金手帳、納税通知書、医療受給者証、公的機関が発行した通知書などで「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できるもの

◆代理人が手続きする場合は、委任状などの代理権確認書類が必要となる場合があります

マイナンバー制度の開始に伴い、たとえば家族であっても「委任状」などの代理権を確認できる書類の提出を求められる場合があります。また、代理人の本人確認や申請者本人の番号確認などを行う場合もありますので、手続きに必要な書類などを事前にご確認ください。

◆市役所でマイナンバーの記載が必要となる主な手続き

国民健康保険	資格取得・喪失届（退職による国保加入・就職による国保喪失届）、保険証の再交付申請、限度額適用認定証の申請、高額療養費の支給申請 など
後期高齢者医療保険	保険証の再交付申請、限度額適用認定証の申請、高額療養費の支給申請 など
介護保険	要介護認定の申請、高額介護サービス費の支給申請、保険証の再交付申請 など
子ども・子育て	児童手当の申請、保育園の入所申請、幼稚園の入園申請 など
市税等	市税等の減免の申請、相続人代表の届出 など
医療費助成	子ども・母子父子家庭・心身障害者医療費助成の資格登録申請 など
母子保健	妊娠届、未熟児養育医療の申請 など
福祉	身体障害者手帳の申請、自立支援給付の申請 など
公営住宅	市営住宅の入居申請 など

※上記以外にもマイナンバーの記載が必要となる手続きがありますので、詳しくは各手続き先にお問い合わせください。また、今後は、年金の手続きや税の申告などでもマイナンバーを利用することが予定されています。

「事前確認」で手続きをスムーズに!

- ①「誰の」「どんな」手続きが必要ですか?
- ②「誰が手続き」に来庁しますか?
- ③その手続きにマイナンバーは必要ですか?
- ④手続きに必要なものは何ですか?

事前に確認することで、
手続きがスムーズにできるワン!



住所や氏名が変わる時も「通知カード」「個人番号カード」をお持ちください

住所変更の時は「通知カード」や「個人番号カード」に記載されている住所を変更しますので、必ずカードをお持ちください（市外への住所変更の時は新しい住所地にカードをお持ちください）。婚姻などで氏名が変わる場合も同様です。

お手元に届いていませんか? マイナンバーの「通知カード」

平成27年10月以降、市民の皆さんに順次、マイナンバーの「通知カード」が世帯主の方あてに送付されています。「簡易書留」でお送りしているため、不在時は配達されず不在連絡票が投函され、一定期間経過後に市役所に戻ってきます。

通知カードが届いているかご家族でもう一度確認いただき、お手元がない場合は市民課までお問い合わせください。



勤務先では年末調整などでマイナンバーを利用します

勤務先においても、税・雇用保険・健康保険・年金の手続きでマイナンバーを利用します（手続きによって利用開始日が異なります）。

従業員の方は、本人や家族（被扶養者）のマイナンバーを事業者に提供することになります。事業者は、従業員に対してマイナンバーの利用目的をきちんと明示してからマイナンバーを取得しなければなりません。また、個人情報の漏えいを防ぐため、マイナンバーが記載された書類などを適切に管理する必要があります。

マイナンバーに関するお問い合わせは各利用事務の担当課へ

- ・国民健康保険／後期高齢者医療保険／医療費助成／妊娠届に関すること 健康推進課 ☎22-1362
- ・介護保険に関すること 長寿課 ☎22-1361
- ・児童手当／保育園に関すること 子ども家庭課 ☎22-1363
- ・幼稚園に関すること 学校教育課 ☎22-1342
- ・税に関すること 税務課 ☎22-1313
- ・身体障害者手帳／自立支援に関すること 福祉事務所 ☎22-1400
- ・市営住宅に関すること 建設課 ☎22-1326
- ・通知カード／個人番号カードの交付に関すること 市民課 ☎22-1312

制度開始に伴い、マイナンバーを不正に取得したり、制度をかたって資産や口座情報を聞き出そうとしたりする不審な電話などの相談が寄せられています。不審な電話を受けたら、白石市消費生活相談室（☎22-0783、月・水・金9時～16時）にお問い合わせください。

◆マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください